（令和４年度版）

新型コロナウイルス感染症による保険税減免の簡易フローチャート

【 国民健康保険 】

主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により死亡した、または重篤な傷病を負った

はい → 申請により、保険税が免除または減額される可能性があります

いいえ ↓

主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症の影響で、会社都合により離職し、雇用保険の失業給付を受けた（非自発的失業）
※離職時点で 65 歳未満
※雇用保険受給者資格証の離職理由「11・12・21・22・23・31・32・33・34」の方

はい ↓

主たる生計維持者について、給与収入のほかに事業収入、不動産収入、山林収入の減少が見込まれる

はい ↓

いいえ → 非自発的失業者の軽減制度の適用により保険税を軽減します

いいえ ↓

【収入減少基準】 ①②③全ての条件を満たす

基準① 主たる生計維持者のいずれかの収入が令和3年と比べて**3割以上**減少見込（給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入）

基準② 主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額が **1,000 万円以下**

基準③ 主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる所得以外の令和3年の所得が **400 万円以下**

はい ↓

主たる生計維持者の令和3年の所得が0円である

いいえ → 申請により、保険税が免除または減額される可能性があります

はい → 新型コロナウイルス感染症による保険税減免の対象外です

いいえ → 新型コロナウイルス感染症による保険税減免の対象外です

※申請書等は、役場 国保係（役場庁舎1階9番）にあります。電話 77-3379